

令和6年度 第2回中野市都市計画審議会次第

日時 令和6年9月25日(水) 午前10時
場所 中野市役所 5階 会議室 52.53

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案第1号

建築基準法の規定に基づく「と畜場」の用途に供する敷地の位置について

4 そ の 他

第1回中野市都市計画審議会での質問事項等の回答

管内視察(都市計画道路 立ヶ花東山線及び西町上小田中線)

5 閉 会

中野市都市計画審議会委員名簿

【会長】 増田 善行 【会長代理】 久野 常志

委嘱期間(R6(2024).8.17～R8(2026).8.16)

	所属団体・役職名	氏 名
1	中野市農業委員会 会長	増 田 善 行
2	長野工業高等専門学校 名誉教授	柳 沢 吉 保
3	中野市議会経済建設委員会 委員長	江 口 栄 光
4	中野警察署 署長	村 松 朝 生
5	北信地域振興局 局長	小 池 広 益
6	北信建設事務所 所長	関 一 規
7	中野市区長会 理事	久 野 常 志
8	中野市教育委員会 委員	齋 藤 文 子
9	信州中野商工会議所 副会頭	市 川 真 一
10	公益社団法人 中野青年会議所 理事長	阿 部 一 博
11	「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会 副会長兼福祉部会長	小 橋 信 子
12	一般社団法人 長野県建築士事務所協会 中高支部長	蟻 川 幸 治
13	公募委員(一般公募)	仁 科 智 栄 子
14	公募委員(一般公募)	諫 山 郁 美
15	公募委員(一般公募)	荒 井 綾

○中野市都市計画審議会条例

平成17年4月1日条例第157号

中野市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、中野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に規定する者のうちで、市長が特に認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

議案第 1 号

建築基準法の規定に基づく「と畜場」の用途に供する
敷地の位置について

I 経過

株式会社 北信食肉センターでは、長野県が令和3年6月に策定した「長野県食肉流通合理化計画」に基づき、安全安心な信州プレミアム牛肉や長野県産豚肉等の食肉を安定供給するため、と畜施設の運営継続上の課題となっている排水処理施設の老朽化の改善、処理能力の向上が急務となっている。

そこで、現在の敷地の隣接地に新たに排水処理施設等を整備する計画が当該事業者から建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁（長野県）あて許可申請された。

なお、当該施設は、都市施設（と畜場）として都市計画決定をしていない施設である。

II 都市計画審議会に付議する理由

☞建築基準法第51条の規定による

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされている。

ただし、都市計画決定がなされていない場合は、特定行政庁（長野県）が中野市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築し、又は増築することが可能となると定められている。

今回設置する施設は、「と畜場」に該当する。

■建築基準法（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**ただし**、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

☛ 特定行政庁（長野県）からの都市計画審議会付議依頼

申請者からの建築基準法第 51 条ただし書き許可申請により、特定行政庁（長野県）から中野市に都市計画審議会への付議依頼があったものによる。

建築基準法第 51 条ただし書き許可申請フロー

申請者	中野市	特定行政庁（長野県）
申請	申請書進達	申請書受理
		↓
	都市計画審議会へ諮問	都市計画審議会付議依頼
	↓	
	都市計画審議会	
	↓	
	答申	
	↓	
	市意見	許可・不許可
		↓
		通知
<		

Ⅲ と畜場施設の概要

1 敷地の位置

【都市計画区域内（非線引きの区域）、用途地域：無指定】

中野市大字草間字向畑 461-1、461-2、461-3、462-1、462-3、463-1、463-3、
463-4、463-5、463-6、465-1、465-4、465-5、466-1
の一部、466-2、466-7

中野市大字江部字入明 633-1、633-2、633-5、633-8、633-10、633-11、
634-4、634-6

（別紙 1 位置図）

2 申請者

中野市大字草間 461 番地 1

株式会社 北信食肉センター 代表取締役社長 湯本 隆英

3 敷地面積

7,730.22 m²

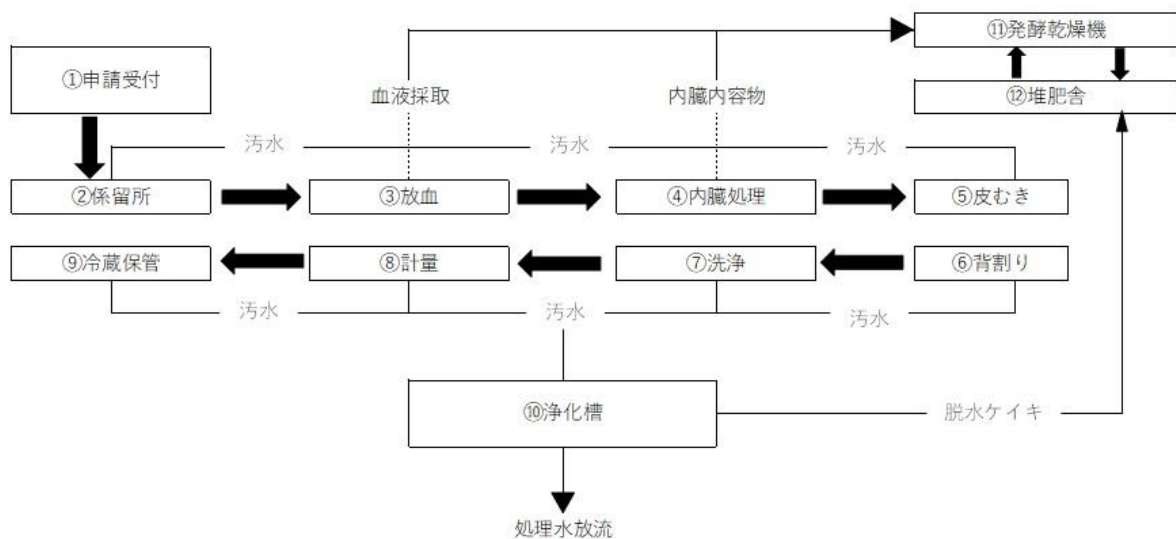
(別紙2 配置図)

4 施設種類
と畜場

5 事業内容・工程等 (別紙3 工場作業工程のフロー図)

「と畜場」は、と畜場法(昭和28年法律第114号)において、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設とされており、と畜場法の規定を順守し、衛生管理を行いながら長野県食肉衛生検査所の獣医師の検査を経て、枝肉となります。

申請者の株式会社 北信食肉センターは、豚や牛の各生産者から家畜を受入、放血・内臓処理・皮むき・背割り・洗浄などを行い、枝肉にするとともに、放血や内臓内容物及び浄化槽からの汚泥については、発酵乾燥させて堆肥化し、地元住民など第三者に無償で譲渡を行い、資源の有効利用を図ります。



6 処理能力

豚：360頭／日、牛：15頭／日

Ⅳ 周辺の土地利用状況

当該敷地は国道 403 号の西側に位置しており、周辺は一部事業用地として使われているほか、農地に囲まれている。

当該敷地から西側約 500m のところに近接の人家があり、その他の人家は対象施設から 800m から 1,100m の範囲内に存在する。

周辺の公共施設のうち、中野平中学校までは約 2,800m、平野保育園までは約 2,500m、平野小学校までは約 2,600m、高丘小学校までは約 1,500m、高丘保育園までは約 1,700m 離れている。

(別紙 4 周辺の公共施設位置図)

Ⅴ 周辺環境への影響

当該施設の計画において、まず、水質については、環境省令に定められている検査方法により、1 年に 1 回、水質自主検査を実施することとしており、長野県の立ち入り検査を受けることとしている。

次に、騒音及び臭気については、中野市環境保全及び公害防止に関する条例施行規則第 2 条の規定する「特定事業施設」に該当する施設ではありませんが、騒音については、該当する機械もないことから自主的な検査は行っておりませんが、機械室の内側には防音資材を取り付けるなど騒音対策を講じることとしている。

また、臭気については、悪臭防止法の規定に準じて、3 年に 1 回、検査機関に依頼し、長野県の「敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」以下になるよう臭気対策を講じることとしている。

また、既設施設においては、定期的に水質検査及び臭気測定を実施しており、基準値以内となっている。

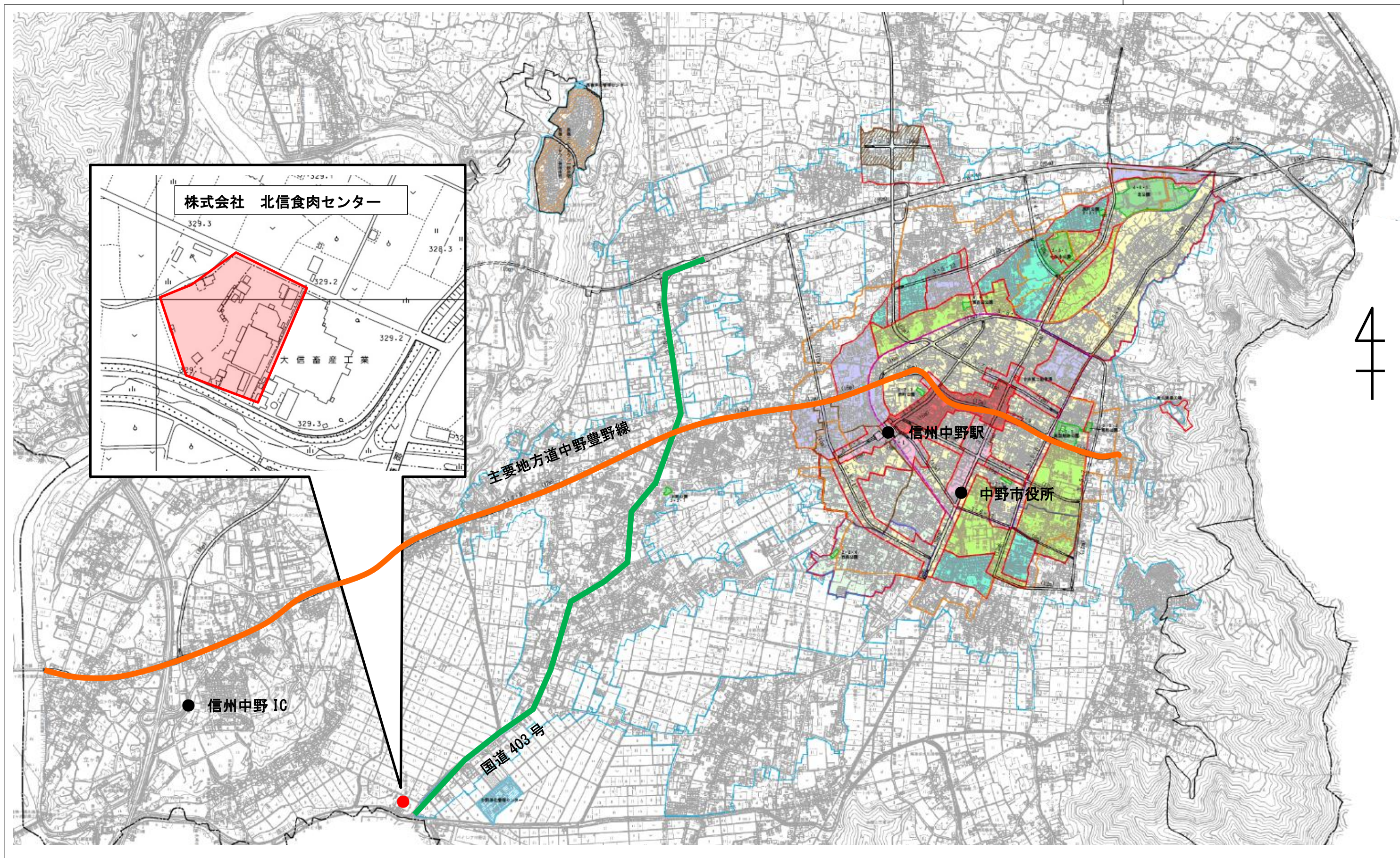
当該施設による周辺環境への影響は、小さいもしくは現況どおりであると見込まれている。

なお、当該施設稼働後は住民意見の施設運営への反映、求めに応じて排水濃度等の測定結果の開示等を実施することとしている。

Ⅵ 都市計画上の支障について

以下の理由から、当該施設の敷地の位置については、都市計画上、支障がないと考えられる。

- ▶ 用途が指定されている地域ではないこと【無指定】
- ▶ 学校などの公益的施設は、距離・地形的に影響がない位置関係にあること
- ▶ 周辺環境に与える影響については、予測値が著しく基準値を上回ることはなく、周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであること
- ▶ 中野市まちづくり基本計画～都市計画マスタープラン編～における全体構想において、当該敷地位置は、田園集落ゾーン内に位置しており、また、地域別構想においては、集落地に位置しており、コミュニティ維持に向けて、生活環境や利便性の向上を目指すとされているほか、都市施設整備計画などがないこと
- ▶ 地元区及び隣接者の同意が得られていること



別紙 2 配置図

